

# 詐欺撃退法を学ぶ

宇佐市消費生活センターは、振り込み詐欺などから消費者を守るため、2009年度から地区での出前講座を実施している。月2回ペースで、受講者は14年度までに市内129カ所で延べ3500人を超えた。同市内でも被害金額が急増しており、14年度に寄せられた相談だけで約8000万円。同センターは「自分は大丈夫、という過信は禁物。まずセンターに相談を」と呼びかける。

【大瀧実知朗】

## 宇佐市消費生活センター

### 過信は禁物／はっきり断る／クーリングオフも

11月26日、同市岩崎の岩崎公民館で開かれた講座では、同センターが製作したA4判の冊子をもとに、同センターの豊岡正晴さんが講義。住民約20人が集まった。豊岡さんは怪しい電話への対応として「はっきり『要りません』と言って電話を切る」と断り方を伝授。高額のを売

つける悪質な訪問販売に対しても、断固とした態度が必要だと強調した。

被害が絶えない振り込み詐欺のほか、未公開株の購入を勧誘する利殖商法や屋根裏の修理などの点検商法、身に覚えのない届け物が突然来る「送りつけ商法」など、特殊詐欺は多様化している。

## 09年から出前講座



出前講座で「だまし」のテクニックを説明する宇佐市消費生活センターの豊岡さん(中央奥)

住民が同センターの窓口で直接来たり、電話で相談を寄せたりするケースは09〜14年度に計852人。同セン

ターは無条件に契約を解除できる「クーリングオフ」の専用はがき(契約解除通知)も用意している。問い合わせや相談は市商工振興課内の同センター0978・25・5581。